

議案第10号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和4年1月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項各号の費用のうち、入居者に負担させることが適当でないと認めるものについて、その一部又は全部を入居者に負担させないことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

市営住宅の用途廃止に伴い空き家が生じる場合における共用部分等の共益費について、入居者の負担軽減措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。